

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

2020年度北海道最低賃金改正等に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年6月24日

旭川市議会
議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

江川 あや

塩尻 英明

宮崎 アカネ

高橋 紀博

高木 ひろたか

品田 ときえ

松田 ひろし

高見 一典

白鳥 秀樹

中川 明雄

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、働く貧困層、いわゆるワーキングプア解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3パーセントに達している。また、パート労働者64.7万人を含む道内の全労働者216万人のうち、51万人を超える方が最低賃金で働いている実態にある。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができない。

経済財政運営と改革の基本方針2019においては、最低賃金について、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すと記されている。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円を目指すことについて6年連続で触れられている。

最低賃金が引き上げられなければ、その近傍水準で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、国においては、2020年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 最低賃金について、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すという目標を掲げた経済財政運営と改革の基本方針2019を十分尊重し、できる限り引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内の高卒初任給の時間額である994円を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効性のある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会